

公的年金保険の構造・種類（国民年金・厚生年金）

1 理解し伝えるべき項目

(1) 日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての人々が共通して加入する**国民年金（基礎年金ともいう）**と、会社員・公務員等が加入する**厚生年金**の2階建ての構造となっている。公的年金は、**国民の義務**として日本に住む全ての人々が加入することになっており、**働き方・暮らし方によって加入する制度が異なる**。

(2) **国民年金は、20歳以上60歳未満の人が加入している**。そして、その中身は3つの区分に分かれていて皆どこかに属している。**自営業者・学生などは第1号被保険者**と呼ばれ、国民年金のみに加入していて自分で毎月定額の保険料を払っている。なお、保険料を納められない場合は免除制度もある。

引退後は、原則65歳から、**保険料を納めた期間に応じて老齢基礎年金を亡くなるまで受け取れる**。老齢基礎年金の給付の半分は税金から支払われている。そのため、保険料を納めず、免除制度も利用していない場合、将来公的年金がもらえなくなり生活に困るだけでなく、税金に見合う給付分さえも受給できない。

(3) **会社員・公務員は第2号被保険者**と呼ばれる。この国民年金第2号被保険者は、**同時に厚生年金にも加入している**。厚生年金保険料は、会社の事業主がその半分を負担しており、被保険者は残りの半分を給与や賞与からの天引きにより納めている。保険料は給与の額によって異なっているが、保険料率は2017年9月以降固定されている。

引退後は、原則65歳から年金加入期間に応じて**老齢基礎年金**を受給し、さらに給与・賞与の平均額と加入期間に比例した**老齢厚生年金**も合わせて、亡くなるまで受給することができる。

(4) 第2号被保険者である会社員・公務員に扶養されている配偶者は国民年金の**第3号被保険者**となる。自分自身の保険料の負担はなく、厚生年金保険制度が全体で支払っている。将来は原則65歳から年金加入期間に応じて**老齢基礎年金**を亡くなるまで受給できる。

なお、第3号被保険者及び第2号被保険者の老齢基礎年金給付のために、総人数に応じて制度全体で国民年金保険料を拠出している（**基礎年金拠出金**）。

被扶養配偶者の有無によって厚生年金保険料の額が変わることはない。

(5) **厚生年金は会社員・公務員が国民年金の上乗せで加入する公的年金制度。厚生年金は事業所ごとに加入することとされている。**法人（会社）であれば、そこで働く正社員は厚生年金被保険者となる。また、短時間労働者であっても、一定時間以上勤務していれば厚生年金に加入する。一方、5人未満の個人事業所などについては、そもそも厚生年金の適用対象となっていない。

厚生年金に加入して働くことは、将来の年金給付を考えても国民年金の上乗せとして厚生年金が受給できることになるので、給付に厚みができることになる。また、厚生年金に加入するということは同時に健康保険にも加入することになるため、病気休業時などの給付が手厚くなる。

(6) 2020年の年金法改正により、厚生年金の適用拡大がさらに進められ、短時間労働者を厚生年金と健康保険の対象者とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げられることとなった。具体的には、適用拡大以前の通常の被保険者（フルタイムの労働者と週労働時間が通常の労働者の4分の3以上の短時間労働者）の人数が100人超規模の企業は2022年10月、50人超規模の企業は2024年10月までに適用することとなる。新たに被保険者となる短時間労働者の要件は、現行の500人超規模の企業と同様で、週20時間以上勤務であること、賃金月8.8万円以上であること、学生でないことである。

さらに、これまで非適用業種とされていた個人事業所のうち、法律・会計事務を取り扱う士業については、2022年10月より5人以上の事業所で適用業種に追加されることとなった。

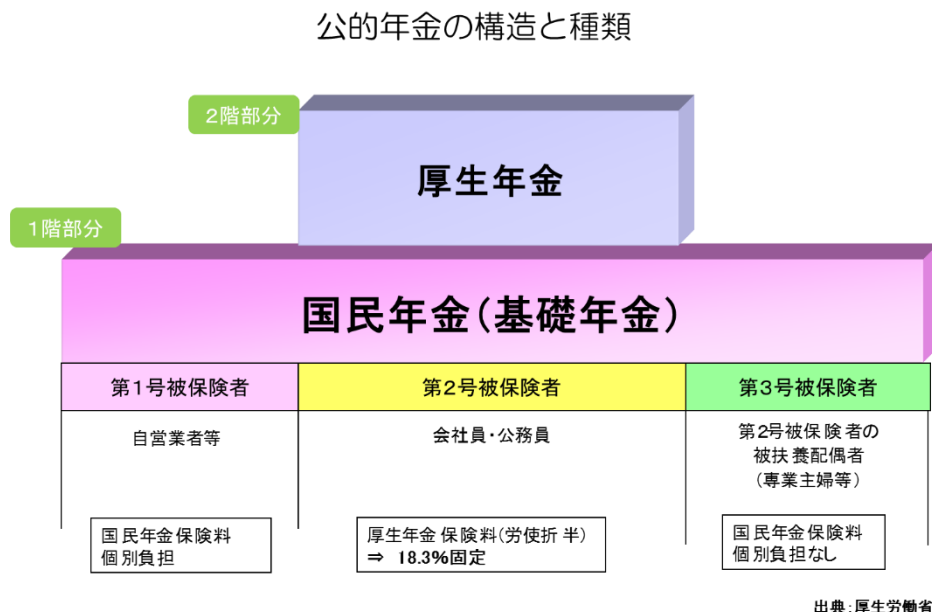
2 伝える際のポイント

(i) 公的年金制度の構造

公的年金は、国民の義務として日本に住む全ての人が加入することになっており、**働き方・暮らし方によって加入する制度が異なる。**日本の**公的年金制度は**、20歳以上60歳未満の全ての人が共通して加入する国民年金（**基礎年金**ともいう）と、会社員・公務員が加入する厚生年金の**2階建ての構造**となっている。なお、2015年10月にそれまで主に公務員が加入していた共済年金が厚生年金に統合された。

この国民年金が基礎年金として全国民共通の制度となり、厚生年金が上乗せされる形で支給される仕組みとなったのは、**1986年4月**のことであり、この仕組みは、2階建て年金制度と言われる。また、1986年3月以前の制度と区別して新法と呼ばれることがある。

14 公的年金保険の構造・種類（国民年金・厚生年金）



(ii) 公的年金制度の種類（国民年金と厚生年金）の概要

国民年金は、被保険者の要件に該当すると本人の意思に関わらず被保険者になる（強制加入者）。この被保険者は、3つの種別に区分される。

第1号被保険者とは、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の第2号被保険者または第3号被保険者以外の人。例えば、自営業者や学生などになる。**第2号被保険者**は、会社員や公務員などの厚生年金の被保険者となる。ただし、老齢基礎年金等の受給権のある人は、65歳未満に限られる。さらに、**第3号被保険者**とは、第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人。被扶養配偶者の認定基準は、健康保険と同様で、年間収入が130万円未満（障害者は180万円未満）かつ第2号被保険者の年間収入の2分の1未満となっている。

国民年金の被保険者は、毎月の保険料を自分で納めなければならない。国民年金の保険料を自分で納付するのは第1号被保険者だけで、第2号被保険者と第3号被保険者は個別に保険料を納付しない。第2号被保険者は、加入している厚生年金から第3号被保険者への給付分も含めて**基礎年金拠出金**として基礎年金勘定に拠出することになっている。

国民年金保険料は、2004年法律改正の保険料水準固定方式により、毎年度280円を引き上げられていたが、2017年度で最終的な法定保険料（2004年度価格水準で月額16,900円）となった。また、2019年度から、国民年金の第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことにより、法定保険料額が月額100円引き上げられたので、**2019年度以降の法定**

14 公的年金保険の構造・種類（国民年金・厚生年金）

保険料額が月額 17,000 円となった。実際にはこの額にその年度の保険料改定率を乗じて算出される。

厚生年金保険の被保険者は、適用事業所で使用される 70 歳未満の会社員や公務員、私立学校職員である。使用されるとは、主に労務の提供として報酬支払いがあることで、法人の代表者等であっても法人から報酬を受けている場合は、被保険者となる。ただし、臨時に使用される人（日雇の人、2 カ月以内の期間の人）や季節的に使用される人（4 カ月を超えない人）、臨時的事業所で使用される人（4 カ月を超えない人）などは被保険者にならない。

厚生年金の被保険者は、共済年金との一元化により、さらに 4 つの種別に分けられるようになった。

- ①第 1 号厚生年金被保険者・・・厚生年金保険の被保険者（主に民間会社の会社員。第 2 号厚生年金被保険者から第 4 号厚生年金被保険者に該当しない厚生年金保険の被保険者）
- ②第 2 号厚生年金被保険者・・・国家公務員共済組合の組合員
- ③第 3 号厚生年金被保険者・・・地方公務員共済組合の組合員
- ④第 4 号厚生年金被保険者・・・私立学校教職員共済制度の加入者

保険料は、厚生年金保険料を給与や賞与から天引きで支払い、会社の**事業主が保険料の半分を負担**している。具体的には、毎月の保険料は、標準報酬月額（標準賞与額）に保険料率（第 1 号厚生年金被保険者の場合、2017 年 9 月以降は 18.3%）を乗じた額である。納付は事業主の義務とされている。

なお、**厚生年金の適用事業所となるのは、具体的には、常時従業員を使用する法人または国・地方公共団体の事業所または事務所と常時 5 人以上の従業員を使用する法定 16 業種の個人事業所または事務所**などである。なお、法定 16 業種以外の個人事業は、5 人以上の従業員がいても適用事業所とはならない。

14 公的年金保険の構造・種類（国民年金・厚生年金）

被用者保険の適用事業所について

- ・ 常時1名以上使用される者がいる、法人事業所（A）・・・ **強制適用**
- ・ 常時5名以上使用される者がいる、法定16業種に該当する個人の事業所（B）・・・ **強制適用**
- ・ 上記以外（C）・・・ **強制適用外**（労使合意により任意に適用事業所となることは可能＝**任意包括適用**）

| | 法人 | 個人事業主 | |
|---|----------------|------------------|---------------|
| | | 常時5人以上の者を使用する事業所 | 5人未満の事業所 |
| 法定16業種(※) | 強制適用事業所 (A) | (B) | |
| 上記以外の業種(非適用業種) 例: 第一次産業(農林水産業等) 接客娯楽業(旅館、飲食店等) 法務業(弁護士、税理士等) 宗教業(寺院、神社等) サービス業(飲食店・理美容店) | | | (C) 任意包括適用 |

※ 健康保険法3条3項1号及び厚生年金保険法6条1項1号に規定する以下の業種。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業 | ⑨ 金融又は保険の事業 |
| ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業 | ⑩ 物の保管又は賃貸の事業 |
| ③ 鉱物の採掘又は採取の事業 | ⑪ 媒介周旋の事業 |
| ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業 | ⑫ 集金、案内又は広告の事業 |
| ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業 | ⑬ 教育、研究又は調査の事業 |
| ⑥ 貨物積みおろしの事業 | ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業 |
| ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業 | ⑮ 通信又は報道の事業 |
| ⑧ 物の販売又は配給の事業 | ⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業 |

強制適用事業所 …… 約229万事業所

任意包括適用事業所 …… 約9万事業所

注: 適用事業所数は、2019年7月現在

出典: 厚生労働省

(iii) 法改正による変更

2020年の年金法改正（「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」）により、厚生年金の適用拡大がさらに進められ、短時間労働者を厚生年金の対象者とすべき事業所の**企業規模要件について、段階的に引き下げられる**こととなった。具体的には、適用拡大以前の通常の被保険者の人数が100人超規模の企業は2022年10月、50人超規模の企業は2024年10月までに適用することとなる。新たに被保険者となる短時間労働者の要件は、現行の500人超規模の企業と同様で、週20時間以上、賃金月8.8万円以上、勤務期間要件1年以上で学生除外である。

さらに、これまで非適用業種とされていた**個人事業所のうち、法律・会計事務を取り扱う士業**については、2022年10月より5人以上の事業所で適用業種に追加されることとなった。

3 振り返り

(1) 公的年金保険の構造は、20歳以上60歳未満の全ての人々が共通して加入する国民年金（基礎年金ともいう）と、会社員・公務員等が加入する厚生年金の2階建てとなっているが**どういう違いがあるか**。

(2) 公的年金保険の種類には国民年金と厚生年金がある。国民年金は、被保

14 公的年金保険の構造・種類（国民年金・厚生年金）

険者の要件に該当すると本人の意思に関わらず被保険者になり、厚生年金は、適用事業所で使用される 70 歳未満の会社員や公務員、私立学校教職員が被保険者となるが、**今後、厚生年金の適用拡大によりどうなっていくのか。**